

議会基本条例特別委員会（第12回）要点録

- 1 日 時 平成23年5月9日(火)9:30~11:45
- 2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、
蔵本隆文、齋藤重雄、田口忠義、原田毅、原田てつよ、森岡聰子、
藤井義明（傍聴議員）
- 3 欠席委員 なし
- 4 場 所 第1委員会室
- 5 内 容

事務局…11条5項「休日または夜間に本会議」は、休日・夜間にしかできないとの誤解をさけるため、一般的な表現の「議会活動に参画できる」とした。

3章の名称を「議会との」に、11条中「ニーズ」を「要望」に、4章の名称を「議会と市長等との」に、政務調査費20条2項を「すべて公開」に、「別に定める」は項の順を最後に、委員会の活動22条1項は「・・・必要の都度開催し、・・・」に、それぞれ変更した。

24条は、法令との整合性から「附属機関の設置」と同じ効力を持つ別の表現とした。

23条は、政策討論会の例として、臼杵市、会津若松市を挙げた。臼杵市は議員と執行部三役による自由な討論を行い、農業基本条例を制定した。会津若松市は、政策形成サイクル、分野別に分科会を設け理論的に政策形成を行っている。

議員定数、議員報酬は「別に定める」項の順を最後に変更した。

委員長…「市民参加の促進」について。3章の名称を「議会との」に、「ニーズ」を「要望」に変更する。

(了承)

委員長…11条5項「休日又は夜間に本会議」の一般的表現への変更について意見を。

D委員…事務局案でよい。

H委員…事務局案でよい。

E委員…事務局案でよい。

F委員…事務局案でよい。

I委員…市民に知らせるため「休日又は夜間に本会議」を明記すべき。

A委員…明記するなら、会議規則を考慮した表現にすべき。

G委員…同じ。

B委員…I委員に同じ、会議規則にあっても条例に入れるべき。

C委員…条例の他の部分になれば、入れてもよい。

委員長…まず、「休日又は夜間に本会議」の条例化することについて意見を。

A委員…上位条例に定めることで会議規則がどうなるかを考慮すべき。基本条例にあわせ会議規則を変える必要があるかもしれない。

委員長…会議規則にある内容を、あえて基本条例にのせるべきか疑問がある。

I 委員…議会が市民参加を促進する上で、「休日又は夜間に本会議」が条例化されていれば、市民に分かりやすくよいと考えた。

委員長…「休日又は夜間に本会議」は、逐条解説に入れることも可能である。

I 委員…逐条解説は常に見える状態でない。

B 委員…現行の休日議会を継続するためにも条例に明記すべき。議会改革について自治体のランク付けがされており、実施している休日議会を条例から抜くことはない。

A 委員…休日等の委員会に触れていない点からも、表現の再考を要す。

委員長…会議規則との兼ね合い、今回の意見を踏まえた事務局案を次回協議したい。

第4章から第6章について。前回の結果を踏まえ、4章の名称を「議会と市長等との」に変更。

(了承)

委員長…20条「政務調査費」については、「積極的に公開」を「すべて公開」に変更、さらに「別に定める」は項の順を最後に変更した。

(了承)

委員長…21条「自由討議」について意見を。

A 委員…「努めなければならない」は「努めるものとする」とではどちらがよいか。

委員長…事務局案の「努めなければならない」とする。

(了承)

委員長…22条「委員会の活動」について、1項は事務局案とする。

(了承)

委員長…事務局案の第4項追加について意見を。

D 委員…追加した理由は何か。

事務局…前々回案にあった表現で、消すには惜しいとの意見があり残した。

I 委員…省略し「委員は、市民の意見等及び自らの調査・・・」に変更がよい。

B 委員…I 委員にほぼ同じ。

C 委員…I 委員にほぼ同じ。

E 委員…少し長いので簡素化できないか。

F 委員…少し長いので簡素化できないか。

委員長…「委員は、市民の意見等及び自らの調査・・・」とする。

(了承)

E 委員…5項の「委員は」は「議員は」とどう違うのか。

F 委員…E 委員の質問は、委員外議員を含めることを問う意見だと思う。

事務局…「委員」には「委員外議員」は入らない。

F 委員…豊前市では「議員は・・・」とある。

委員長…議員の中でも「必要に応じ委員外議員の意見を聞く」と「委員と委員外議員は同等である」とに意見が分かれると思うが、私は前者の意見。

F委員…すっきりするには「委員」だが、中身を考えると決めかねる。

委員長…「委員」とする。ただし委員外議員の発言等を拒むものではない。

(了承)

委員長…23条「政策討論会」について。

D委員…入れる。詳細は別に定める。

H委員…同じ。

E委員…同じ。

F委員…同じ。

I委員…「開催するものとする」は開催が当たり前と読めるが、それでよいのか。

A委員…否定はしないが、全員協議会との違いは何なのか分からない。表現も「開催に努める」などとする方がよいのでは。

G委員…A委員に同じく、入れるとしても強い表現は避けるべき。

B委員…全員協議会は記録に残る。しかし討論会は、非公開で政策形成の前段にフランクに話し合うという点で異なる。

A委員…全協で非公開とすることもできるのでは。

C委員…今、求められており必要である。具体的には別に定める。

委員長…全協とは異なると思う。議員と執行部三役が政策をまとめていく討論会。「別に定める」も必要。今回配付した資料を確認いただき次回協議したい。

24条「調査機能の強化」について。「附属機関の設置」を「調査機能の強化」と変更したことへの意見を。

D委員…政策立案の強化が本条の目的であり、「附属機関の設置」を条例で示すべき。松江市は条例で「附属機関で設置することができる」とし、一方で「調査機関」も別に定めがある。両方要ると考える。

F委員…前回「附属機関」の表現が適法か否かの議論になった。法改正で可能になったのではないかと思うので再度調査されたい。

I委員…「附属機関」の表現が可能なら入れるべき。

A委員…自治法100条の2から可能と考える。「附属機関」「調査機能の強化」の両方が要る。

B委員…100条の2に「学識経験者…できる」とあり可能と考える。両方が要る。

C委員…「付属機関」,「調査機関」の違いは何か。同じなら一本でよい。

D委員…似ているが、附属機関は条例で設置し、調査機関は議決で設置する違い。

F委員…100条の2により「附属機関の設置」は可能と考える。重複するので1つでよい。

I委員…100条の2は「必要なときに聴くことができる」と解釈できた。これで常設機関の設置ができるのか疑問だ。

F委員…流山市には「設置」とはない。「積極的な活用を図ることができる」とある。

C委員…重複しており一つでよい。常設でなく、その都度設置する性格のもの。

F委員…「設置」の解釈で違う、条文としては右側の案がよいと思う。

A委員…常設ではなく、必要に応じ意見を求めるものだと思う。

E委員…事務局案の括弧書が不要では。

D委員…括弧は専門家個人だけでなく、集合体も含めるために必要な表現。

F委員…右側の案で、網羅していると思う。右側の案を簡略化したものがよい。

事務局…附属機関の設置はなじまないとの国の見解から「調査機能の強化」とした。

D委員…国の見解とは異なり、機関を設置できると解釈する。「附属機関」と「調査機関」は法的な理由で分けているだけで、左側の案だけでもよい。政策課題に対して設置するのだから「必要に応じて」の表現は要る。

委員長…国の見解を踏まえた事務局の意見は意見として、最終的に決めるのは委員。

E委員…右側の案を簡潔化するのがよい。

F委員…左側は設置、右側はどう機能させるかに重きがある。左右の条文をうまく併せることはできないか。

D委員…「調査機能の強化」の次に、「…必要と認めるときは、条例で定めるところにより附属機関を設置することができる。」の条文を追加してはどうか。

事務局…「附属機関」の表現が好ましくない。

委員長…「調査機能の強化」を1項として、2項に分けた事務局案で次回協議したい。

25条「議員定数」、26条「議員報酬」について。「別に定める」は項の順を最後に変更する。

(了承)

I委員…どういう場合に変えるかの記述を追加しては。例えば「議会在議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、改正理由を付して議長に提案するものとする。」など。

委員長…上程時に提案理由を示すので不要とする。

(了承)

委員長…29条「議会図書室の充実」について。

A委員…悩ましいことだが、実際問題として拡張できない状況にある。

委員長…しかし、書いておかないと前向きにならない。

A委員…議員以外の利用を定めているところもあるがどうか。

委員長…図書が充実した後の話。

10章「議員の責務及び見直し手続き」、11章「補則」について。事務局案とする。

(了承)

委員長…委員会経過報告について。5月臨時会で報告すべく次の議運に諮りたい、何度も行うので「中間報告」ではなく「経過報告」と表現したい。

(了承)

委員長…配付した報告案を確認の上、次回意見を聞きたい。条文についての取りまとめが一通り終了するので、今後は「別に定める」とした項目のうち「政治倫理条例」から協議したい。

F 委員…基本条例特別委員会で引き続き倫理条例についても審査できると解してよいか。

委員長…「政治倫理条例」については、全員協議会で報告した際に意見がなかったの
了解されたと理解しており、再度確認の必要ないと思うが。

A 委員…注意深く進める方がよいので、代表者会議などで再確認したほうがよい。

F 委員…井原が別委員会で倫理条例を策定しているので心配されているのだと思う。

委員長…議運の前に代表者会議を開くよう、事務局で調整されたい。